

〈資料〉

大学教員定員の部局間配分について——東北学院大学における「教員定員」と「教員基準値」——

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-08-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 英 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/385

〈資料〉

大学教員定員の部局間配分について

—— 東北学院大学における「教員定員」と「教員基準値」 ——

中 村 ^{ひでる}英

はじめに

大学の使命は研究と教育にある。たしかに、今日にあってはこの順番を逆に、「教育と研究」とすることも一般的で、とりわけ近年は、教育への一層の配慮が強調される。そして、たしかにこうした強調にも相応の根拠がある。このように、重点の置き方に見直しの余地があり、また現に何かしらの見直しが生じているにしても、しかし、なおこの二点が大学の使命であること自体は否定できないであろう。

さて、資料と解説からなるこの小稿は、専任教員定員の学部間あるいは学科間の配分について（ただし、以下本文の例示などでは一般に学科単位で問題を扱う）、筆者の本務校である東北学院大学（宮城県仙台市所在）⁽¹⁾ で策定された基準等を紹介している。こうした基準等は大学の使命達成に直結する教員の数にかかわり、当然重要な意味を持つ。したがって、合理的に定められるのであれば大きなプラスになる。しかし、友人あるいは知人である他大学の教員の情報などから推し測れば、私立大学にあっては一般にこうした問題で十分な合意を得られていない、というのが現実のようだ。すなわち、定員の配分等教員配置の問題は、各部局ごとの予算配分とともに、利害調整をしなくてはならない主要な課題となつてはいるのだが、実際にはこれを適正に解決できず、一部では部局間の感情的対立にまで至る例があるようなのである。

この小稿は一つの実践例の紹介でしかない。具体的には、関係する5点

の資料の提示が中心であり、それらを通じて示される基準等には、わかりづらいという点を含めて問題も残っている。ただ、現状に関する上記の判断が大きく外れていないのであれば、小稿はなお、大学人にとって利用可能な資料であり、実用的な意味を持つと言えよう。また他方で小稿は、一つの例でしかないが、いわゆる「大学設置基準の大綱化」（1991年7月）に対する大学側からする具体的対応の記録として、法学、教育学などいくつかの学問領域にとって基礎資料ともなるのではなからうか。

小稿は、掲載した《資料》が解説・注とともに読まれることを期待している。しかし、実用目的の場合、《資料》や解説の2.の部分をとばし、さらには注の部分をとばしても概要をつかめるようにした。また、学術目的の読者には、今回紹介する議論にいたるまでのいきさつや、議論の背景などもある程度は理解されるように努めた。

なお、以下の解説部分ではできる限り客観的な記述となるようにこころがけ、必要に応じて小稿作成者の個人的意見を記す場合にはその旨を明記してある。

1. 教員定員確定手順の概要

ある学科（仮にa学科とする）の「専任教員定員」をAとした場合、東北学院大学における合意の内容は $A=B-C+D$ とあらわすことができる。ここで、Bは「a学科の教育に振り向けられるべき専任教員数値」（後に見るとおり、このBが「教員基準値」⁽²⁾と名づけられた）、Cは「他学科教員によって担当されるa学科用授業の運営にむけられる教員数値」、Dは「a学科教員によって担当される他学科用授業の運営に向けられる教員数値」である。つまり、ごく粗雑に言えば、a学科の教員定員（上のA）は、a学科用授業に向けられる教員の総数（上のB、つまり「教員基準値」）から、他学科との間での借り（上のC）と貸し（上のD）を清算した結果ということになる。

なお、こうした計算には、少なくとも2つのことが前提となっている。第一は、各学科の構成員は、専門の近接性・類似性を基準に定められる、という組織原理を採用したこと。つまり、いわゆる縦割りの学部・学科構成、すなわち非専門科目担当教員をすべての学部に分属させるという構成を採らなかった。例えば、東北学院大学法律学科は法学部に置かれた唯一の学科だが、この学科を例に出せば、それは法学・政治学などの教員だけから構成され、外国語学をはじめ、法学・政治学に関係しない一切の学問領域の専門家を構成員とはしないものとされている。この結果、どの学科も、自学科所属の教員だけでは自学科のすべての科目を運営することはできず、他学科所属教員の協力、つまり上の借り貸しであるCとDが、程度の違いこそあれ必須になっている。第二は、他学科から協力を受ける際（逆に他学科に協力する際も）、一定の協力量を定員の数値に換算する基準（具体的には、毎週1回2時間の授業を通年で行うことを1コマと呼ぶという計算法で、こうした意味の7コマ分を定員1人に換算するという基準）が合意されていること、である。

このように上の第二の前提がわかれば、実際の数値確定のために細部の技術的取り決めなど面倒な点は残るにしても、CとD部分の計算は原理的には明解であろう。法律学科を例に、Cの一部とされるものとして例えば外国語科目としての英語をとりあげ、仮に全体で14コマの協力を受けるものとするれば、7コマあたり定員1名であるため、この科目に関しては定員2名を、英語の担当を依頼する教養学部の言語文化専攻（旧称、言語科学専攻）に割譲することになる。この反対に、Dの一部として法律学科所属教員が他学科のために担当する教養教育科目としての「日本国憲法」について、他学科分限講の合計が仮に4.5コマであるとすれば、法律学科は定員を7分の4.5名（つまり、0.64名強）増やすことになる。

これに対して、Bについてはいささか入り組む。これをごく大まかにあらわせば、B=（関係する大学院の専攻のために必要最低限とされる定員増

大学教員定員の部局間配分について

加分+大学設置基準別表1により必要最低限とされる教員数+大学設置基準別表2により必要最低限とされる教員数の(按分部分)×1.1とされる。なお、この計算で、学科の教育に振り向けられるべき専任教員数値を、必要最低限の数値3種の合計のままとせず1.1倍したものとしたのは、東北学院大学としての独自の判断である。

さて、こうしたBのあてはめとして、ふたたび法律学科の例を出せば、法律学科については、まず、関係する大学院としては法学研究科法律学専攻が博士課程後期までである。そこで、このための教員定員増加分は4名⁽³⁾となる。また既述のとおり、法律学科は法学部の唯一の学科であり、基準の策定された1998年3月時点では学生収容定員が1,200名であるため、大学設置基準別表1による最低教員数は17名となる⁽⁴⁾。別表2については、文学部、経済学部と法学部の3学部合計の学生収容定員をもとにして算出した数値から、独特の申し合わせによる計算により、法学部法律学科の按分部分を求めることで11.06となる⁽⁵⁾。したがって以上3つの合計が32.06、この1.1倍、すなわちB(「教員基準値」)は35.27となる。法律学科以外の学科についても、原則的には、ここで示した手順で、Bを確定することができる⁽⁶⁾。

以上の内容を再確認するため、ここで改めて若干簡略化して表示すれば、ある学科の「専任教員定員」をAとした場合、

$$A = B \left(\frac{\text{大学院用定員増加分} + \text{設置基準別表1の分} + \text{設置基準別表2の分}}{\text{他学科教員に依頼するコマ数/7}} \times 1.1 \right) - C + D \left(\frac{\text{他学科科目に協力するコマ数/7}}{\text{他学科教員に依頼するコマ数/7}} \right)$$

となる。各学科の学科課程が専門科目に傾斜しすぎるのを避ける等のねらいから、B(「教員基準値」)のうち、少なくとも20%を非専門科目に振り向けるという合意が別になされた⁽⁷⁾一方で、大学全体で開講される非専門科目のかなりの部分を教養学部教員が担当する。このため、一般的にはAがBよりも小さくなるが、特別にDの大きい教養学部の場合に限ってAが

Bより大きくなるはずである。

2. 全学的合意（1998年3月）

(1) 「学長提案（1996年6月20日）」までのいきさつ⁽⁶⁾

以下では、将来詳細な検討を行う者に手がかりを与えるため、経過の要点をメモの形で残すことにした。

「教育内容・方法に関する委員会」に対する学長の諮問（91年9月19日付）第4項 1.に紹介した基準等検討のきっかけは、1991年9月にまでさかのぼる。これは、当時の学長が同月19日付で「教育内容・方法に関する委員会」（臨時に設けられた学長の諮問機関）に諮問した第4項目が「各学部・学科の教育課程再編成に伴う教員組織の見直し」とされていたからである。そもそも、この諮問は、同年7月1日に施行された「大学設置基準の一部を改正する省令（平成3年文部省令24号）」による大学設置基準の大綱化を受けて、東北学院大学としての対応を検討させるものであった。諮問の全体は、文字どおり「教育内容と方法に関する」広範囲なもので、第4項目も、そうした文脈の中に位置づけられていた。

「教育内容・方法に関する委員会」の答申（92年9月16日付）第VII.第VIII. 翌92年9月に上記委員会の答申が出された。しかし、委員会内の激しい意見の対立を反映して、諮問第4項目にかかわる答申第VII.第VIII.の部分は、明確な判断を示せなかった。

「審議項目」（92年10月15日付）第VIII. しかも、私見では答申に対する学内の反発をも考慮したものと考えるが、答申そのものはただちに実施されず、この答申にもとづき、学長がさらに審議を依頼すべき事項としてまとめ、それをあらためて教授会に諮ることとなった。審議事項は同年10月15日付の「各学部教授会で審議していただくための【本学の教育内容・方法に関する審議項目】」という文書にまとめられ、そのVIII.が「教

育課程の改革と教員組織の見直し」と題され、そこでは「各学部・学科・専攻において教育課程の改定を行ない、その改定後、それに対応した教員の配置換えを行うことについて」とされた。

「新教育課程に関する全学的合意事項」(93年7月15日付)と「教育内容・方法に関する調整委員会」の最終報告(94年3月14日付)しかし、このVIII.に関しては、各学部教授会における審議項目の検討を経た後、全学的な「教育内容・方法に関する調整委員会」(上記の「教育内容・方法に関する委員会」とは別にあらたに全学教授会によって臨時的なものとして設けられた委員会)が審議の末にまとめた翌93年7月の「新教育課程に関する全学的合意事項」においても、同委員会の94年3月の最終報告でも、未調整のままに先送りされた。ただ、この最終報告は、問題の処理を「大学長期計画委員会」(学長の常設の諮問機関)に委ねるという見解を表明していた。

大学長期計画委員会に対する学長の諮問(95年10月30日付)と同委員会の答申(96年3月14日付)95年10月に、94年3月の最終報告の見解に沿う形で学長から大学長期計画委員会に対して、「教員組織の見直し」を付託事項とした諮問(小稿末尾の《資料(1)》参照)がなされた。翌年3月に出された答申(《資料(2)》参照)は、私見では合理的な解決を目指そうとした内容であり、細かな技術面にも配慮したものであったと評価される。しかし、これまた私見では、どのような組織原理を採用するかという点については、諮問そのものと同様、曖昧さを残したままのものであった。このため、この答申をそのまま実施することは困難であった。

私見では、このような結果、1996年3月に答申を受けた時点の学長は、先に見た1992年9月に答申を受けた時点の学長と似た立場に置かれてしまった。そうであればこそ、92年10月に学長が、先に見た「審議項目」を教授会に提示したように、類似の立場におかれた学長は96年6月に「学長提案」を提示せざるを得なくなった、と考えるわけである⁽⁹⁾。

(2) 「各学部見解調整委員会 (1997年4月から1998年3月まで)」の審議

学長提案の全文は、この小稿末尾に《資料(3)》として掲載したとおりである。これに対する各学部教授会の見解が出揃うのを待って、97年4月に「学長提案」に対する各学部見解調整委員会」が組織された。

この委員会は、1991年以来激しい意見の対立のために解決できずに残されていた問題を処理しなくてはならなかった。学内で合意を得るには、技術的に合理的であると同時に、賢明な政治的判断にもとづく合意案を委員会が作成する必要があった。

作業は4月21日の第1回から、翌98年3月16日まで全8回、また第1回委員会で設置の認められた小委員会の作業は、4月30日から翌98年3月13日まで全24回、それぞれかなりの密度で行われ、結局《資料(4)》「調整文書(1998年3月18日)」の原案となったものを3月9日にまとめた。この原案は、同月10日に、学長提案、および《資料(5)》「調整委員会合意(1998年3月9日)」とともにすべての教員に配付され、最終的に、同月18日全学教授会において議決承認された。

この間、「各学部の審議結果・見解の検討・調整を通じて、調整委員会が全学教授会に提案するための調整案の草案を作成すること。」を目指して活動した小委員会の役割は、私見によれば大変に重要であった。この小委員会は、学長提案の内容の順番に従い、第1期として、先に1.で見たB、すなわち「教員基準値」の計算基準等の策定、第2期は、教員組織のあり方についての合意案策定、第3期は、非専門科目での学科間協力や合意を具体化する場合の手順などの策定と、順次その作業を進めた⁽¹⁰⁾。

(3) 二つの合意

《資料(4)》「調整文書(1998年3月18日)」と《資料(5)》「調整委員会合意(1998年3月9日)」はそれぞれ合意内容をまとめている。前者は、上に述べたとおり、「学長提案」に対する各学部の見解を調整する文書で、3

月 12 日の学部教授会での検討を経て、最終的には 3 月 18 日の全学教授会で議決承認されたものである。《資料 (4)》の文言は、3 月 10 日に配付された案文と結果的に同一となったが、厳密には、① 3 月 16 日の委員会で決定され、18 日の全学教授会で承認された字句修正（「追加」を「配分」に改めるという、文意の大勢に変更のない 2 個所でなされた修正）が加えられたもの。② また、10 日の案文には、案文であるためにそのはじめに委員会から教授にあてた簡略な提案趣旨説明（4 行分）が置かれたが、ここではそれが削られている。

《資料 (5)》は、この文書自体のはじめに書かれているとおりで、調整委員会の構成員による合意で（これも 3 月 16 日の委員会で若干の字句修正をしたので、掲載されているものは 10 日にすべての教員に配付されたものとはごく一部異なる部分がある）、結局《資料 (4)》となった文書の前提となった考えを比較的詳しく示している。《資料 (4)》の理解のために役立つはずである。

3. 合意の後

私見によれば、98 年 3 月の合意以降の特筆すべきこととして 3 点がある。第一は、すでに《資料 (5)》の末尾部分でも扱われていることだが、東北学院大学の一部組織の改変にもなうものをも含む学生収容定員の変更が実際に行われることになった、ということである。これによる教員基準値の変更は、暫定的なものとしてだが、すでに行われている。第二は、合意成立時の、現にそうなっている教員配置を、合意にもとづくあるべき配置に変えるためにどのような経過措置をとるかという問題で、この点でも暫定的な基準が設けられた。第三は、非専門科目をめぐる学科間での相互協力の量を定員の数値に換算する作業について、なお現在、2000 年 4 月から全学的に施行され始めた改正カリキュラムの学年進行中であり、まだ確定していないということ。この第三のことが確定していないことも考慮し

た上で、第二の「暫定的な基準」の内容も定められている。

- (1) 学部では、文・経済・法・工・教養の5学部、11学科を擁し、収容学生数13,217名の、また大学院では、すべて博士後期課程までの、文・経済・法・工・人間情報学の5研究科、10専攻を擁し、収容大学院学生219名(いずれも2000年5月現在)の私立総合大学である。
- (2) 「教員基準値」という名称は、学内の議論の中から生まれた独特のものである。内容に即して、誤解を避けるためには「教育投入量基準値」などとすべきだとの有きな異論もあった。
- (3) この4名という数字は、「法学関係学部設置基準要項(昭和33年3月31日大学基準等研究協議会)」附記にある表中の「大学院のための増員」による。
- (4) 東北学院大学法学部は大学設置基準別表1にある法学関係学部であり、法律学科はその唯一の学科であるため、学生収容定員のうち800名分に対して教員14名となる。800名を超える400名分については、「大学設置審査内規等の運営に関する申し合わせ(平成3年8月6日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会申し合わせ、平成7年1月26日一部改正)」の1(8)①ロ「(大学設置基準別表1)備考3の「収容定員に応じて相当数の教員を増加」する場合の教員数は、収容定員400人に対して教員3人を増員するものとする。」により教員3名となる。したがって14名と3名で合計17名となる。
- (5) ここの数字が11.06となる根拠については、《資料(5)》2.ロ(2)の記述を参照されたい。
- (6) ただし、特殊性性格を持つ教養学部については、別の方法でBが計算される。この点についても、前注同様《資料(5)》2.ロ(2)の記述を参照されたい。
- (7) この点は《資料(4)》2.ホ参照。
- (8) この小稿が以下に扱う時期について、大学設置基準の大綱化以降の東北学院大学の対応を跡付け、さらに的確な評言を加えるものとして、同大学の自己点検・評価委員会等の編集した「東北学院大学——現状と課題《自己点検・評価白書》」(2000年3月)の37~77頁がまことに有益である。そこには、学長諮問(91年9月)、委員会答申書(92年9月)、審議項目(92年10月)、全学的合意事項(93年7月)、最終報告(94年3月)等の原文も資料として掲載されている。ただし、この自己点検白書では、小稿が紹介する基準設定の経過に触れられず、また小稿の掲載した5点の資料も載せていない。
- (9) 無論、本文のように判断するのはあくまで私見である。すでに、学長は前年10月の諮問の段階で、答申を受けた後に全学的検討を予定していたとの異論があるかも知れない。ただし、学長の諮問にあった、「〔教員組織の見直し〕について、次年度から全学的に関係学部、学科、専攻で話し合い、推進するために、本年度末までに、全学的合意が得られるように成案を得ること。』という文言からも、また答申が発表されてから、学長提案がなされるまでの経過からみても、本文のように判断できると考えている。

大学教員定員の部局間配分について

- (10) 小委員会は学長自身と5つの学部から各1名、計6名で構成された。親委員会と同様、小委員会についても明文の組織・権限規程が設けられず、他方で取り扱った案件は微妙なものであった。小委員会が熱心に仕事をしたことは争えないとしても、その親委員会との関係では一部で説明不足になりかねない局面もあった。この小稿の作成者自身も小委員会の構成員であった。

〔資料(1)〕 「学長の諮問(1995年10月30日)」

大学長期計画委員会諮問事項

大学長 倉松 功

1995年10月30日

以下の事項について諮問いたしますので、慎重審議の上、ご答申のほどをお願いします。

付託事項 「教員組織の見直し」

- I 上記の事項について、次年度から全学的に関係学部、学科、専攻で話し合い、推進するために、本年度末までに、全学的合意が得られるように成案を得ること。
- II その際、7月の全学教授会終了後の「学長報告」(配布別紙参照)の趣旨に沿い、以下の諸点に留意のこと。
- (1) 大学設置基準の大綱化に伴い、「専門」「教養」の区別が廃止されたこと。
新しい設置基準によって、教員定員を学部ごとに見直すこと。
- (2) 大学全体、各学部・学科・専攻のいっそうの充実を目指すこと。
その際に、学部・学科・専攻間における教育・研究条件の「公平」の原則に留意すること。
- (3) 教員の「配置換え」の原則を、教員の専攻分野の類似性・近似性

大学教員定員の部局間配分について

に基づいて検討すること。その際、研究業績を基準とする「競争原理」の導入によって、「公正」な処遇を各教員が受けられるように配慮すること。

以上で《資料(1)》終わり

《資料(2)》 「大学長期計画委員会答申(1996年3月14日)」

1996(平成8)年3月14日

答 申 書

東北学院大学長

倉 松 功 殿

大学長期計画委員会

委員長 出 村 彰

本委員会は、1995年10月30日付けで大学長より諮問のありました「教員組織の見直し」についての付託事項を、回を重ねて慎重に討議を進めてまいりました。つきましては、以下のように答申いたします。

I 「新しい設置基準によって、教員定員を学部ごとに見直すこと」

- (1) 1995年5月1日の時点で、在学する本学学生の総数は定員比(臨時定員増を含む)約131%であるが、臨時定員増の廃止ないし見直しを勘案し、さらに18歳人口の減少を念頭に置くと、年次を追って在学生総数を、学則による収容定員に近付ける努力が必要である。その数は10,000名である。
- (2) 仮に臨時定員増を継続するとしても、その数は10,600名であり、さらに財政上の理由から、収容定員の20%増としても、その数は12,720名である。
- (3) 在学生総数を1.2倍としても、教育職員総数は設置基準による定

大学教員定員の部局間配分について

員数の 1.1 倍に設定するのが妥当と思われる。なお、現在の教育職員総数は設置基準の 1.21 倍である。

- (4) 上記の判断に基づいた学部ごとの教員数は、添付別表のとおりである。

II 「大学全体、各学部、学科・専攻のいっそうの充実を目指すこと。その際に、学部、学科・専攻間における教育・研究条件の『公平』の原則に留意すること」

- (1) 付託事項である「教員組織の見直し」が、大学における研究・教育のいっそうの充実を志向してなされるべきことは勿論である。もっとも、「公平」の語義は必ずしも自明的ではない。それが単に担当時間数や担当学生数のみによって計られるべきでないことは言うまでもないが、学部・学科間に著しい差異が見られるとすれば、正確な現状把握と早急な改善の努力が必要である。
- (2) 本委員会は「公平の原則」を、各学部、学科・専攻が、具体的にはカリキュラムの形で掲げる、教育理念への到達の度合として理解する。すなわち、「到達度」あるいは「実現度」において、学部、学科・専攻で著しい差異が生じない配慮が不可欠である。
- (3) そのためには、各学部、学科・専攻が、それぞれの教育理念および具体的目標をいっそう明確にする必要が大である。それに向けて、各学部内部および学部相互間で、積極的な討論を深めることが望ましい。
- (4) 上記の目標に向けて、教員の資質向上、研究施設・設備の改善、研究発表の機会の増大など、具体的な内容を伴った討論が望まれる。
- (5) すでに新カリキュラムが進捗し、卒業生を送り出す時期に達しつつあるので、学部、学科・専攻ごとに、新設置基準との整合性を中心に自己点検を加え、全学的にその結果を公にすべきである。

大学教員定員の部局間配分について

この点で自己点検・評価委員会の主導性が望まれる。

III 「教員の『配置換え』の原則」

- (1) 上掲 I (4) で示したような各学部の教員数に到達するため、長期的には、各学部の新規採用人事に当たっての配慮が必要であるが、短期的な学内事情によっては、所属学部の変更、すなわち「配置換え」による調整が必要となる。
- (2) 所属学部の変更（「配置換え」）に当たっては、教員の専攻分野の類似性・近接性に配慮すべきである。同時に、各学部が教育理念、「一貫教育」の目標を明確にし、その実現に必要なかつ十分な教員数と構成を設定すべきである。
- (3) 前項の原則が明確にされた段階で、現在所属する学部（学科・専攻）と、異動先学部（学科・専攻）との間で十分な合意が得られなければならない。

以上

添付 (1). 別表「学部学科別教員数」

(別表)

学部・学科別教員数

(7・5・1 現在)

学部・学科名	学生収容定員	設置基準定員		設置基準定員×1.1		計	現員 (基準×1.1との差)	
		別表第一 (含大学院)	別表第二	別表第一	別表第二			
文学部	2,040	30	52	33(+5)	21(+2)	54+(7)=61	59(+2)	
英文	1,200	16		40(+7)	24(+5)		58	27
基督	40	5						10
史	800	9						21
経済学部	2,800	36	13	49	14	64+(12)=76	49(+27)	
経済	1,800	23					33	
商	1,000	13					16	
法律学部(ママ)								
法律	1,200	21		24	13	37	27(+10)	
教養学部	800	44	12	49	14	63	122(-59)	
人間	280							
言語	280							
情報	240							
文学部二部	200	4	6	5	2	7	(+7)	
経済学部二部	1,200	6		7	5		(+12)	
工学部	1,760	54	20	60	22	82	89(-7)	
機械	480	14					22	
電気	480	14					23	
応物	320	12					25	
土木	480	14					19	
教職			5		(+6)			
計	10,000	195	95	218	101	319	348(-27)	

195+95=290
(設置基準定員)

290×1.1=319
(定員×1.1)

346-319=27
(現員-定員×1.1)

346÷290=1.19
(現員÷定員)

大学教員定員の部局間配分について

以上で〈資料(2)〉終わり

〈資料(3)〉 「学長提案(1996年6月20日)」

学 長 提 案

1996.6.20

各学部教授会における検討項目

- I. 今後10ケ年を目標に学生数、教員数を以下のごとく縮減することについて。
- (1) 現在の学生数約14,000名を12,000名にすることについて
 - (2) 教員総数を320名とすることについて(1996年5月現在343名) 全学・各学部・学科・専攻の充実、教育目標の達成を考慮しつつ、嘱託任用限度制の推進、新規採用の進め方、及び配置換えなどを通じて、各学部の定員を適正なものとするために、上記の教員数を、各学部・学科・専攻にどのように割り振るかについて。なお、長期計画委員会答申書(添付別表)を参照。
- II. 教員組織の見直しについて
- (1) 配置換えは、教員の専攻分野の類似性と近接性を原則として、本人の理解、関係学部・学科・専攻間の合意を得て行うことについて。
 - (2) 上記I.(2)およびII.(1)のために、学長を長とする検討調整機関を設けることについて。

以上で〈資料(3)〉終わり

〔資料(4)〕 「調整文書 (1998年3月18日)」

1998・3・18

全学教授会

「学長提案」に対する各学部見解の調整文書

本調整文書は、「学長提案 (1996・6・20)」に対する各学部見解を調整すべく昨年4月から審議を重ねた委員会の作成した原案を、学部教授会での検討を経て、最終的に全学教授会において議決承認したものである。

なお、調整内容は、実施後不都合な点の判明した場合見なおされることを前提としつつ、実施5年経過後には、全学的に、内容全体にわたって点検されるべきものである。

1. 学長提案のI(1)の《学生数について》

- ① 今回の調整にあたっては、学則第4条の定める学部学生収容総定員10,000名を前提とした。
- ② 実施10年後の学部学生収容総実員を、上記10,000名の1.2倍である12,000名とした。

2. 学長提案のI(2)の《教員数について》

イ) 【大学院教育のための教員数の配分】

大学院教育のため一専攻あたり4名の専任教員数を配分した。

ロ) 【関係法令等の定める必要最低専任教員数の算出及びその各学科への配分】

大学設置基準 (昭和31年文部省令第28号、以下単に「設置基準」とする) 別表1により各学科の必要最低教員数を算出する一方、設置基準別表2については、独自の工夫で基準を設け各学科別の教員数を算出し、

大学教員定員の部局間配分について

両者を合算した。ただし、教養学部に関しては、「大学設置審議会総会了承」(昭和 39 年 10 月 16 日付)によって算出した。

ハ) 【関係する大学院教育を含む各学部学科の教育に振り向けられるべき専任教員数値 (=「各学部学科教員基準値」) の確定】

イ) とロ) を合わせた数字が本文書別表の「計」である。これを 1.1 倍したものを「各学部学科教員基準値」とした。「各学部学科教員基準値」とは、各学部学科の教育に基本的に振り向けられるべき専任教員の数値で、この数値は、本調整文書で採用される教員組織の下では、そのまま、各学部等に所属すべき教員の数(「各学部教授会定員」とはならない。

ニ) 【教員組織のあり方】

① 人材の有効な活用が可能となり、また② 専門科目だけを担当する教員と非専門科目だけを担当する教員といった区別の固定化を避けられることを重視して、教員組織のあり方としては、「不完全 L 字型」あるいは「不完全縦割型」とも呼べる混合型を採用する。

ホ) 【各学科ごとに非専門科目に振り向ける専任教員数の最低基準】

各学科は「各学部学科教員基準値」の少なくとも 20% にあたる数を非専門科目に振り向ける。

ヘ) 【各学部学科教員基準値 1 あたりの、非専門科目に関する開講責任コマ数 (=「開講責任コマ数」) の設定】

非専門科目の担当を理由として配分される専任教員定員 1 あたりで開講されるべきコマ数を「開講責任コマ数」と呼び、このコマ数を通年換算で 7 とする。

なお、こうした数値は、非常勤講師による担当割合の上限を 5 割とすること、またそれぞれの普通講義形態の授業のコマでは、標準として当面 200 名の学生を同時に教育することを前提にしている。

ト) 【専任教員の所属基準】

① ある教員について、その教員の主要な担当科目の内容を専門領域

大学教員定員の部局間配分について

〈「調整文書」別表〉 各学部学科教員基準値

	大学院	別表1	学長・教職	別表2		大学設置審	計	「各学部学科教員基準値」 (「計」×1.1)	
文 英 基 史	4	12		52	9.33	**	25.33	27.86	
	2	5			1.91	**	8.91	9.80	
	6	9			6.57	17.81	**	21.57	23.73
経 経 商	3	19		52	14.34	**	36.34	39.97	
	1	13			8.81	23.15	**	22.81	25.09
法	4	17			11.06	11.06	**	32.06	35.27
二英 二経		4		6	1.7	**	5.7	6.27	
		6			4.3	**	10.3	11.33	
工 機 電 応 土	4	10		20	5.36	**	19.36	21.30	
	4	10			5.36	**	19.36	21.30	
	4	8			3.93	**	15.93	17.52	
	4	10			5.36	**	19.36	21.30	
教 人 言 情		**		**	** ** *	40	44	48.40	
		**		**	** ** *				
	4	**		**	** ** *				
			1+				6	1 5.5	6.5
計	40	123	6	78		40	287.03 287	(315.64) 315.70	

・設置基準別表2関係の数字は、キャンパス単位で計算し、さらに、各キャンパスの数の半分は学生定員比で、半分は別表1の教員数比で各学科に配分した。なお、教養学部は、別表1や別表2とは別の基準によるべきものと考えて計算している。

・上記別表の計の最下部の287名（縦に加えた和は287.03）に対応する、大学長期計画委員会の答申書（1996・3・14）別表におけ数字は290名であった。これは答申書別表にあつて教養学部の別表2の分として計上されていた12名が減らされた一方、大学院2専攻（ヨーロッパ文化史専攻、アジア文化史専攻）分の8名と学長分の1名の合計9名が増やされた結果、全体として3名減となったためである。

大学教員定員の部局間配分について

の一部とする学部が学内に一つしかない場合：その教員はその学部
に所属する。

② ある教員について、その教員の主要な担当科目の内容を専門領域
の一部とする学部が学内に複数ある場合：その教員はこれらの複数学部
のいずれかに所属する。

③ ある教員について、その教員の主要な担当科目の内容を専門領域
の一部とする学部が学内に存在しない場合：その教員は教養学部
に所属する。

チ) 【「各学部教授会定員」の算定】

各学部は、みずからの学部の専門科目にみあった専任教員の数値に、
その学部が全学的に負担すべき非専門科目授業の量にみあって配分される
専任教員数を加え、その学部の「各学部教授会定員」を確定する。

なお、「各学部教授会定員」に関して、文学部二部および経済学部二
部の数値については、今後の関係学部の努力を見極めた上で、全学的配
慮がなお必要であるかどうかについて検討の可能性が残されている。

リ) 【資格科目、専門科目の運営にあたっての複数学部間の協力】

① 「教職関係科目」

教職関係科目については、科目の設置形態や科目内容あるいは科目の
運営などについて、全学的な協議が不可欠である。

i) 「教職に関する科目」の担当者

「教職に関する科目」を担当する専任教員については、本調整文書別表
の中の「教職」部分の数が割り当てられる。

ii) 「教科に関する科目」の担当者

「教科に関する科目」を担当する専任教員の数については、「各学部学
科教員基準値」の各学部学科の専門科目分の枠内とされる。

② 「教職科目以外の資格科目」および「専門科目」

「教職科目以外の資格科目」および「専門科目」を担当する専任教員の

数については、「各学部学科教員基準値」の各学部学科の専門科目分の枠内とされ、また、これらの科目の担当のあり方については、関係学部間での協議による。

3. 学長提案のⅡ(1)の〈いわゆる「配置換え」について〉

2.ト)の所属基準に現在合致していない教員については、当該教員自身、当該教員の現在所属する学部および移籍先となる学部という三者の合意のある場合に限って配置換えを認めるべきである。

この場合の「配置換え」は、当該教員の専攻分野と移籍先の学部の専攻分野との「類似性と近接性」が原則とされる。

4. 学長提案のⅡ(2)の〈「各学部教授会定員」の確定、および経過措置実施監督等のための「機関」について〉

次の3つの課題のために新たな機関(仮称「全学組織運営委員会」)を設置する。

① 「各学部教授会定員」確定のための作業

各学部の教育課程中に含まれる非専門科目の内容、必要な開講コマ数などを全学的に集約、調整した上で、それぞれの学部が全学的に負担すべき非専門科目授業の量にみあって配分される定員を確定すること。

② 教員に関する課題

「各学部教授会定員」に示された到達点を実現するために必要な、適正・妥当でしかも長期に及ぶ経過措置を、立案・実行・監督すること。

③ 学生に関する課題

合意実施10年後の学部学生収容実人員を、収容定員の1.2倍とするための経過措置を検討すること。

以上で〈資料(4)〉終わり

〔資料(5)〕 「調整委員会合意 (1998年3月9日)」

1998・3・9

「学長提案」に対する各学部見解調整委員会第7回会議

1998・3・16 (一部の字句修正)

「学長提案」に対する各学部見解調整委員会第8回会議

「学長提案」に対する各学部見解調整委員会における合意

本委員会は、「学長提案(1996年6月20日付)」に対する各学部の見解を調整すべく1997年4月以来審議を行なってきた。以下に示す本委員会の合意は、上記の審議の結果本委員会がまとめた「調整文書案(1998年3月9日付)」の前提となった考えを示すものであり、「調整文書案」の理解や、今後の関係事項の運営にも役立つものと考え、まとめたものである。

1. 学長提案のI(1)の《学生数について》

① 今回の調整にあたっては、学則第4条の定める学部学生収容総定員10,000名を前提とする。

② 実施10年後の学部学生収容総実員を、上記10,000名の1.2倍である12,000名とする。

2. 学長提案のI(2)の《教員数について》

イ) 【大学院教育のための教員数の配分】

大学院教育のため一専攻あたり4名の専任教員数を配分する。ヨーロッパ文化史専攻およびアジア文化史専攻の後期課程はまだ設置されて

大学教員定員の部局間配分について

「学長提案」に対する各学部見解調整委員会における合意：別表

〈別表 A〉 必要最低専任教員数

(設置基準別表 2 関係の数字は、キャンパス単位で計算し、さらに、その数字を学生定員 (a)、別表 1 の教員数 (b) で各学科に按分した。(c) は (a) と (b) の基準を各二分の一採用したもの。なお、教養学部分は別表 1 や別表 2 とは別の基準によるべきものと考えて計算している)

	大学院	別表 1	学長・教職	別表 2	別 a 表 2	別 b 表 2	別 c 表 2	大学設置審	計 (別表 2 を c として)	
文 英 基 史	4	12		52	10.33	8.32	9.33	**	25.33	
	2	5			0.34	3.47	1.91	**	8.91	
	6	9			6.89	6.24	6.57	17.81	**	21.57
経 経 商 商	3	19		52	15.50	13.17	14.34	**	36.34	
	1	13			8.61	9.01	8.81	23.15	**	22.81
法	4	17			10.33	11.79	11.06	11.06	**	32.06
二英 二経		4		6	1	2.4	1.7	**	5.7	
		6			5	3.6	4.3	**	10.3	
工 機 電 電 応 応 土 土	4	10		20	5.45	5.26	5.36	**	19.36	
	4	10			5.45	5.26	5.36	**	19.36	
	4	8			3.64	4.21	3.93	**	15.93	
	4	10			5.45	5.26	5.36	**	19.36	
教 人 言 言 情 情	4	** ** **		** ** **	*** *** ***	*** *** ***	*** *** ***	40	44	
			5+1						6	
計	40	123	6	78				40	(287.03) 287	

上記別表 A の右下部分の 287 名 (縦に加えた和は 287.03) に対応する、大学長期計画委員会の答申書 (1996・3・14) 別表における数字は 290 名であった。これは答申書別表にあつて教養学部の別表 2 の分として計上されていた 12 名が減らされた一方、大学院 2 専攻 (ヨーロッパ文化史専攻, アジア文化史専攻) 分の 8 名と学長分の 1 名の合計 9 名が増やされた結果、全体として 3 名減となったためである。

大学教員定員の部局間配分について

〈別表 B〉 各学部学科の教育に振り向けられるべき専任教員数値
(各学部学科教員基準値)

	必要 最低数	×1.1 *		
文 英 基 史	25.33	27.86] 61.39	
	8.91	9.80		
	21.57	23.73		
経 経 商	36.34	39.97] 65.06	
	22.81	25.09		
法	32.06	35.27		
二英	5.7	6.27		
二経	10.3	11.33		
工 機 電 応 土	19.36	21.30] 81.42	
	19.36	21.30		
	15.93	17.52		
	19.36	21.30		
教 人 言 情] 44	48.40		
学長 教職 #	1	1 *] 6.5	
	5	5.5		
計	287	(315.64) 315.70		

*ただし、学長分の1は、1のままとしている。

ここにいう「教職」とは、教職関係科目のうち「教職に関する科目」を担当する専任教員を指している。この点は、別表 A における「教職」も同様。

いないが、近年中に認可されるものとして、両専攻に関する追加分は合計 8 名とする。

ロ) 【関係法令等の定める必要最低専任教員数の算出及びその各学科への配分】

(1) 大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号、以下単に「設置基準」とする)別表 1 により各学科の必要最低教員数を算出する。

(2) 設置基準別表 2 については、キャンパス利用の態様が同一である 3 グループ (① 1・2 年泉, 3・4 年土樋の文経法, ② 1~4 年土樋の二部, ③ 1~4 年多賀城の工)にわけ、それぞれ設置基準別表 2 の基準をあてはめ、① 52, ② 6, ③ 20 という数を出し、更に、①~③に分けられた数を①~③それぞれの中の学部学科に再配分することを前提に、再配分基準としては、a: 学生定員比での按分, b: 設置基準別表 1 による教員数比での按分, c: 半分を a, 半分を b による、とする 3 案を検討し、c 案を最終案とした。

別表 2 は、設置基準の大綱化以前はもっぱら非専門科目担当専任教員の必要最低総数の算出基準であった。このため、各学科の専門教育の特質に関係なく、各学科の学生定員で別表 2 に関する教員数を按分するという a 案にも妥当性があった。しかし、大綱化以後は別表 2 で算出される教員数を非専門科目担当者に限る根拠はなくなった。このため、学生定員比による按分 (a 案) を半分残しながら、別表 1 による教員数 (ここには各学科の専門教育の特質が織り込まれている) 比による按分 (b 案) を半分導入して c 案を採用したわけである。

また、教養学部に関しては設置基準の別表 1 と別表 2 との総合で計算するのは適当でなく、「教養学部の基本的なあり方について (昭和 39 年 10 月 16 日大学設置審議会総会了承)」にもとづいて計算を行なった。

以上の計算の結果は、イ) による教員数とあわせて本合意の別表 A のとおりとなる。

ハ) 【各学部学科の教育（関係する大学院教育を含む）に振り向けられるべき専任教員数値（「各学部学科教員基準値」）の確定】

別表 A で示された数字をそれぞれ 1.1 倍（この倍率は、学長提案にある 320 名という数字の算出の際、必要最低数に掛けた数値と同一である）することで得られる本合意別表 B のとおりの内容を「各学部学科教員基準値」とした。

なお、「各学部学科教員基準値」とは、各学部学科の教育に基本的に振り向けられるべき専任教員の数値であり、この数値は、本合意で採用される「不完全 L 字型組織」の下では、そのまま、各学部等に所属すべき教員の数（各学部教授会定員）とはならない。全学的に非専門科目担当責任の多い学部の定員はこの数値より大きくなり、反対に、責任の少ない学部の定員はこの数値より小さくなる。

ニ) 【「教員組織のあり方」について】

「教員組織のあり方」の見なおしは、全学組織の見なおしのためであり、したがってそれぞれの組織形態は、学部レベルだけではなく、むしろ全学レベルにおいてどのような利害得失を生じるのかが検討されなくてはならないと考え、こうした基本認識をもって、学部見解として出された、「縦割」組織と「不完全 L 字型」組織という 2 つの提案を検討した。

「縦割」組織とは、それぞれの学部 to 所属する教員が、当該学部学生向けの授業に関しては、学部の専門領域だけでなく、非専門領域の授業をも担当することを原則とするように教員の所属を定める組織形態である。

「不完全 L 字型」組織とは、それぞれの学部 to 所属する教員が、当該学部学生向けの授業のうち、原則として、学部の専門領域の授業についてはこれを担当する一方、当該学部学生向けの非専門領域の授業については当該学部および他学部 to 所属する教員が担当するように教員の所属を定める組織形態である。この形態の下では、学内で開講される非専門領

大学教員定員の部局間配分について

域の授業の担当については、教養学部所属の教員が、教養学部の広汎な学際性という特質のために、少なくとも事実上、大きな役割をはたすことを認める一方、教養学部以外の学部所属の教員も非専門領域の授業を担当することになる。

本委員会は、全学レベルでの利害得失を考え、「不完全 L 字型」あるいは具体的内容によれば「不完全縦割型」とも呼べる混合型の採用を適当と考えた。それは、この形態を採ることによって、① 人材の有効な活用が可能となり、また② 専門科目だけを担当する教員と非専門科目だけを担当する教員といった区別の固定化を避けられることを重視した結果である。たしかにこの形態にあっては、各学部において、他学部向け非専門科目の担当責任に応じて配分される人的エネルギーを、本来の目的どおりに使わず、当該学部の専門科目に向ける可能性への懸念がある。こうした懸念を解消するため、後にへ) (B) に示す、「開講責任コマ数」を設定することなどの配慮が不可欠である。

ホ) 【各学科ごとに非専門科目に振り向ける専任教員数の最低基準】

多くの学部見解が、みずからの学部内の各学科での教育に関して、非専門科目に振り向ける専任教員の割合を提示し、しかもその数値を 20% または 25% 程度としている。他方、設置基準 19 条 2 項は、「大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮しなければならない」としている。こうしたことを踏まえ、各学科は別表 B の「各学部学科教員基準値」の少なくとも 20% にあたる数の専任教員を非専門科目に振り向けるということを全学共通の基準とすべきである。

へ) 【各学部学科開講総コマ数の上限 (=「開講総コマ数上限」) の目安の設定と各学部学科教員基準値 1 あたりの非専門科目に関する開講責任コマ数 (=「開講責任コマ数」) の設定】

(A) 「開講総コマ数上限」の目安

本委員会は、各教員の負担を適正な範囲におさえ、全体の開講規模の適正化をはかり、教員定員総数を提案内におさめるためには、「開講総コマ数上限」の目安の設定が必要であると考えます。

各学部学科全体の開講コマ数の上限は、目安として、「各学部学科教員基準値」の 8 倍が適当であると考えた。この算定の際に考慮したのは、専任教員 1 人あたりの責任担当コマ数が通年換算で 4 であること、非常勤講師による担当割合は 5 割までとするのが適当であること、したがって、各学部学科教員基準値 1 あたりの開講コマ数の上限の目安は、非常勤講師による担当分をも含めて、通年換算で 8 コマにするのが適当であること、等である。

ただし、この「開講総コマ数上限」の目安に関して注意すべきは、一つは、この中に、資格関係科目に関する開講コマ数（ただし、教職関係科目のうち「教職に関する科目」の開講コマ数は別途計算されるので、ここでの計算には加えない）のほか、当該学部に関係する大学院研究科の開講コマ数も含めること、いま一つは、同一のコマを他の学部・学科と共同して開く場合、そのコマの数は、1 を、同一コマを共同で開く学部・学科の数で割った商の数値として計算されるということである。

なお本委員会は、「開講総コマ数上限」の目安について、全学教育課程委員会に対して、適切な検討をされるよう要請することとする。

(B) 非専門科目に関する開講責任コマ数 (=「開講責任コマ数」)

不完全 L 字型の組織の下で、非専門科目の運営に必要な専任教員の数を計算し、最終的には「各学部教授会定員」を合理的に算定するという目的のために、非専門科目の担当を理由として配分される専任教員定員

1あたりで開講されるべきコマ数を設定する必要も確認され、これを「開講責任コマ数」と呼ぶこととした。ただし、ここでの「責任」を負うのは、定員を配分された学部であって、個々の教員ではない。

本委員会は、非常勤講師による担当割合の上限を、上にみたとおり、5割とすること、またそれぞれの普通講義形態の授業のコマでは、標準として当面200名の学生を同時に教育することを前提に、非常勤講師による担当分をも含めて考えることにした。こうした前提の下に、非専門科目に関して通年換算で7コマにするのが適当と考えた。すなわち、各学部学科教員基準値1あたりの開講責任コマ数のうちわけとして、専任4コマ、非常勤3コマを想定したい。

なお、非専門科目にかかる開講責任コマの実施は、上述のように、特定教員の責任ではなく、実施のための定員を配分された学部全体の責任であるため、各学部はこうした授業実施の結果として、一部特定の教員に負担が偏ることのないよう十分な配慮をしなくてはならない。

ト) 【専任教員の所属基準】

ここでは「各学部教授会定員」を算定する前提として、専任教員の学部所属のあり方についての基準を提示する。ここで示す3項目の基準は、学長提案に関する全学的合意の後、この基準に従って、ただちに学部間の「配置換え」などが関係者の意向に関係なく開始されることを意味するものではない。あくまでも、適正・妥当な、しかも長期間の経過措置（こうした経過措置については後に3.と4.で触れる）を経た後、到達点として実現されるべき各学部について、どのような科目の担当者がどの学部にも所属すべきことになるかの基準を示したものである。

- ① ある教員について、その教員の主要な担当科目の内容を専門領域の一部とする学部が学内に一つしかない場合：その教員はその学部にも所属する。
- ② ある教員について、その教員の主要な担当科目の内容を専門領域

大学教員定員の部局間配分について

の一部とする学部が学内に複数ある場合：その教員はこれらの複数学部のいずれかに所属する。

- ③ ある教員について、その教員の主要な担当科目の内容を専門領域の一部とする学部が学内に存在しない場合：その教員は教養学部に所属する。

チ) 【各学部教授会定員】の算定】

各学部は、みずからの学部の専門科目を担当する専任教員数に、その学部が全学的に負担すべき非専門科目授業の量にみあって配分される専任教員数を加え、その学部の「各学部教授会定員」を確定する。

なお、「各学部教授会定員」に関して、文学部二部および経済学部二部の数値については、今後の関係学部の努力を見極めた上で、全学的配慮がなお必要であるかどうかについて検討の可能性が残されている。

リ) 【資格科目、専門科目の運営にあたっての複数学部間の協力】

各学部が教育課程を実施していくには、教職関係科目をはじめとする資格科目のみならず、専門科目についても、他学部所属の教員の協力を求める必要が予想される。こうした協力への対応のあり方などについては、関係複数学部間での協議によることを原則とすべきである。

① 「教職関係科目」

教職関係科目については、科目の設置形態や科目内容あるいは科目の運営などについて、全学的な協議が不可欠である。

i) 「教職に関する科目」の担当者について

「教職に関する科目」を担当する専任教員については、別表 B の中の「教職」部分の数が割り当てられる。また、こうした教員の学部所属のあり方は、ト) で示した基準に準ずる。

ii) 「教科に関する科目」の担当者について

「教科に関する科目」を担当する専任教員の数については、「各学部学

大学教員定員の部局間配分について

科教員基準値」の各学部学科の専門科目分の枠内とされ、また、これら教員の学部所属のあり方も、ト)で示した基準に準ずる。

② 「教職科目以外の資格科目」および「専門科目」

「教職科目以外の資格科目」および「専門科目」を担当する専任教員の数については、「各学部学科教員基準値」の各学部学科の専門科目分の枠内とされる。また、これらの科目の担当のあり方については、関係学部間での協議にまかせるものとする。

3. 学長提案の II(1) の《いわゆる「配置換え」について》

2.ト)の所属基準に現在合致していない教員については、当該教員自身、当該教員の現在所属する学部および移籍先となる学部という三者の合意のある場合に限って配置換えを認めるべきである。

この場合の「配置換え」は、当然ながら、当該教員の専攻分野と移籍先の学部の専攻分野との「類似性と近接性」が原則とされることになる。

4. 学長提案の II(2) の《「各学部教授会定員」の確定、および経過措置実施監督等のための「機関」について》

調整委員会の調整案が全学教授会で承認され、それを実施する場合、そのための機関の設置を提案することが、1997年2月13日の全学教授会で承認されている。

本委員会は、次の3つの課題のために新たな機関（仮称「全学組織運営委員会」=組織委員会）の設置を提案する。

(1) 「各学部教授会定員」確定のための作業

各学部の教育課程中に含まれる非専門科目の内容、必要な開講コマ数などを全学的に集約、調整した上で、それぞれの学部が全学的に負担すべき非専門科目授業の量にみあって配分される定員を確定すること。

(2) 教員に関する課題

「各学部教授会定員」が確定されても、この定員に示された到達点を実現するには、適正・妥当な、しかも長期間の経過措置が必要であり、この経過措置の立案・実行・監督がこの組織委員会の第二の課題である。

なお、本委員会としては、上記の到達点に至るまでに採用できる手段として次の2つのものを考えているが、これを提示するのは、教員にかかわる組織委員会の課題の例を示すためであって、課題がこれにつきるものではない。

① 新規採用に対する全学的な調整：

i) 所属する教員数

「各学部教授会定員」を超過した人数を所属させている学部にあつては、原則的に新規採用は行なえないとしつつ、どのような場合を例外として新規採用を認めるかについてなお検討が必要である。他方、現員が「各学部教授会定員」を下回っている学部にあつても、採用のペースなどに関するルールの必要性について検討しなくてはならない。

ii) 所属する教員の専門分野

あるべき学部の到達点との対比で、必要な科目の担当者の充足という観点から適正な人事計画が行なわれるため、なんらかの全学的ルールを設定する可能性について検討しなくてはならない。

② 配置換え：

3. にかかげた要件をみたま「配置換え」の実施。

(3) 学生に関する課題

合意実施10年後の学部学生収容実人員を、収容定員の1.2倍とするための経過措置の検討。

《「合意」への付記1.》1999年4月新規採用人事についての暫定措置

1999年4月着任の新規採用人事については、暫定的に次のような方法

大学教員定員の部局間配分について

によるべきと考える。

①〔原則〕 1999年4月着任の新規採用人事については、下記の②と③の場合を例外として、全学的にこれを凍結する。

②〔例外1〕 申請する新規採用後も所属専任教員数が「各学部学科教員基準値」の8割以下となる学部の場合：その新規採用者の担当科目が当該学部の専門的科目であって、かつ、その科目が今後の学科課程改正後も存続すると、当該学部において確認され、また学部長会議の意を受けた学長によって承認されるとき、そうした新規採用の申請は許容される。

③〔例外2〕 その申請がきわめて高度の緊急性を要するものである場合：申請する新規採用後の所属専任教員数が「各学部学科教員基準値」の8割を越える場合を含めて、その申請がきわめて緊急に必要であることが明白であるとき、そうした新規採用の申請は許容される。

ただし③の場合は、申請にさきだって、当該学部は、その申請がきわめて緊急を要する理由を、学長に対して文書をもって提出し、学部長会議での意見交換を経た上で学長の承認を得ておかなければならない。

〔合意〕への付記2.〕 学部学生収容総定員の変更の取り扱いについて

1 学部学生収容総定員を10,060名に変更することが予定されている。これによる教員基準値等は、学長提案に対する各学部見解調整委員会における合意の原則にもとづき、できるだけ早く「全学組織運営委員会」(仮称)で検討されるべきものとする。

2 以下の①から③までの変更が完了した後に、学部学生収容総定員は10,060名となることが予定されている。

① 編入学定員の設定(1999年度<平成11年度>125名、ただし、昼夜開講制実施後120名)にともなう増加。

② 昼夜開講制の実施(2000年度<平成12年度>)にともなう入学生

大学教員定員の部局間配分について

員の減少（二部経済学科 300 名→経済学科夜間主コース 120 名，
商学科夜間主コース 60 名）。

- ③ 臨時的定員の恒常的定員化（経済・商・法各学科 50 名の臨時的定員を 2000 年度〈平成 12 年度〉から 2004 年度〈平成 16 年度〉まで毎年 1 割ずつ削減して延長し，2005 年度〈平成 17 年度〉から各 25 名を恒常的定員化すること）に伴う増加。

なお，全学教授会に対する提案の中では，今回の合意全体について，実施後のしかるべき時点での見直しをする必要性を明記する。

以上で〈資料(5)〉終わり